

平成29年度 介護保険料

納入通知書を65歳以上の人に6月中旬発送

忘れずに
納付を

保険料

65歳以上の人の保険料は、本人の所得や世帯の課税状況などに応じて決まります。

※保険料所得段階図参照

保険料の納め方

原則、特別徴収となり他の方法は選択できません。

① 特別徴収

対象年金 (老齢福祉年金・恩給は除く) 受給額が年額18万円以上の人

納付方法 年金(定期支給分)から自動的に天引き

② 普通徴収

対象次のいずれかに該当する人▼年度途中で65歳(第1号被保険者)になった▼年度途中で他市町村から転入してきた▼年度途中で保険料の段階が変わった▼年金(老齢福祉年金・恩給は除く)受給額が年額18万円未満▼老齢福祉年金・恩給のみを受給▼年金が一時差し止め

納付が困難な場合減免や納付の猶予などができる場合がありますので、早めにご相談ください。

平成29年度納期限 (口座振替日)

1期	2期	3期	4期	5期
6/30 (金)	7/31 (月)	8/31 (木)	10/2 (月)	10/31 (火)
6期	7期	8期	9期	10期
11/30 (木)	12/25 (月)	1/31 (水)	2/28 (水)	4/2 (月)

納期

保険料所得段階図

対象者			年間保険料額	所得段階	
●老齢福祉年金受給者であって、かつ世帯全員が市町村民税非課税の人 ●生活保護を受けている人			3万3,580円 (基準額×0.45)	第1段階	
本人が市町村民税非課税	世帯全員が市町村民税非課税	前年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計	80万円以下	第1段階	
			80万円を超え120万円以下	5万2,240円 (基準額×0.70)	第2段階
			120万円を超える	5万4,480円 (基準額×0.73)	第3段階
			80万円以下	6万7,170円 (基準額×0.90)	第4段階
本人が市町村民税課税	同じ世帯に市町村民税が課税の人がいる	前年中の合計所得金額の合計	80万円を超える	7万4,640円 (基準額)	第5段階
			120万円未満	8万9,560円 (基準額×1.20)	第6段階
			120万円以上190万円未満	9万7,030円 (基準額×1.30)	第7段階
			190万円以上290万円未満	11万1,960円 (基準額×1.50)	第8段階
			290万円以上400万円未満	12万6,880円 (基準額×1.70)	第9段階
			400万円以上600万円未満	14万1,810円 (基準額×1.90)	第10段階
			600万円以上800万円未満	15万6,740円 (基準額×2.10)	第11段階
			800万円以上1,000万円未満	17万1,670円 (基準額×2.30)	第12段階
			1,000万円以上	18万6,600円 (基準額×2.50)	第13段階

■高齢者の所得税法および地方税法上の控除について
要支援・要介護の認定を受けている65歳以上は、税金の控除を受けることができますのでお問い合わせください。

介護保険課 ☎948-6919 ・ FAX934-0815

7月31日(月)までに申請を

介護保険施設などの利用時 食費・居住費補助があります

特別養護老人ホームなどの介護保険施設やショートステイの食費・居住費は、介護保険の対象外(自己負担)です。ただし、低所得の人は一定の負担限度額が設定され(毎年事前申請が必要)、この負担限度額と国が設定した基準費用額との差額は、介護保険から補助(補足給付)されます。

食費・居住費の利用者負担段階の判定に用いる収入には、課税年金収入に加え、非課税年金(遺族年金・障害年金)収入も含めて判定されます。

※介護保険負担限度額認定証の有効期限は、原則として申請日の属する月の初日から毎年7月31日までです。現在、認定証を交付されている場合でも、新年度(8月1日以降)も引き続き減額を受けるためには、申請が必要です

申し込みに必要なもの

- 申請書(介護保険課へ市役所別館2階)、市ホームページにあり)
- 印鑑
- 個人番号(マイナンバー)通知カードなどのマイナンバーが確認できる書類
- 運転免許証などの身元確認書類
- 本人および配偶者の通帳などの写し(銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分と最終の残高(申請日から2カ月以内)がわかる部分)

※「通帳など」には、普通預金、定期預金、有価証券、投資信託などが含まれます

申し込み

6月15日(木)～7月31日(月)(必着)。直接申請書などを介護保険課または北条支所、中島支所へ(〒790-8571 介護保険課への郵送も可)

※申請後、7月下旬以降に認定証または非承認通知を送付します

利用者負担段階	
第1段階	生活保護を受けている人、本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人など
第2段階	本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第3段階	本人および世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人

※右表要件に加え、預貯金などが単身で1000万円、夫婦で2000万円以下の場合に、食費・居住費が補助されます

介護保険課 ☎948-6885・6924・FAX934-0815

節目歯周病検診を受けましょう

日時 6月1日(木)～平成30年3月31日(土)の間に1回
内容 歯科医師による歯周病検診、歯科保健指導
対象 下表のとおり

年齢	生年月日
40歳	昭和51年(1976)年4月2日～ 昭和52年(1977)年4月1日
50歳	昭和41年(1966)年4月2日～ 昭和42年(1967)年4月1日
60歳	昭和31年(1956)年4月2日～ 昭和32年(1957)年4月1日
70歳	昭和21年(1946)年4月2日～ 昭和22年(1947)年4月1日

受診方法 クーポン券と受診票(対象者に5月下旬に郵送)と本人確認ができるものを持って市内登録医療機関(受診票・市ホームページに掲載)へ

健康づくり推進課 ☎911-1868 ・ FAX925-0230



クーポン式

後期高齢者医療保険加入者は 歯科口腔健診を無料で 受けられます

日時 6月1日(木)～平成30年2月28日(水)の間に1回
対象 後期高齢者医療加入者(75歳以上と、65歳以上で障害認定により加入している人)
※6カ月以上入院または施設などへ入所・入居している人は除く

申し込み 電話で県後期高齢者医療広域連合へ(受診に必要なクーポン券、受診票、質問紙、実施歯科医院の一覧表を郵送)

受診方法 実施歯科医院へ予約し、保険証、クーポン券、受診票、質問紙を持って受診

県後期高齢者医療広域連合 ☎911-7733 ・ FAX911-7735、高齢福祉課 ☎948-6371 ・ FAX934-1763